

若者をねらう悪質商法から身を守る、  
大学生のための

# ダメされないチカラ 養成 HandBook

あなたは、  
消費者トラブルにあわない  
自信がありますか？

- 迷惑メール・ワンクリック詐欺・不当請求
- 架空請求(メール編)
- サクラサイト商法
- 投資用教材DVDの紹介販売トラブル
- デート商法 ●マルチ商法
- キャッチセールス
- アポイントメントセールス
- 美容医療サービスの勧誘トラブル
- 当選番号詐欺
- かたり商法(身分詐称) ●点検商法
- ネガティブ・オプション(送りつけ商法)
- 開運商法 ●サイドビジネス商法
- 催眠(SF)商法 ●次々販売
- 利殖商法 ●被害にあった人を勧誘(二次被害)
- 無料商法
- 訪問購入(押し買い) など



あなたは  
消費者トラブルに  
あわない  
自信がありますか？

## CONTENT

- 02** ●はじめに  
消費者力を身につけ、「知って、学んで、広げよう！」
- 04** ●消費者トラブルに巻き込まれないための7か条
- 06** ●あなたの生活をチェック！  
あなたは消費者トラブルにあわない自信がありますか？
- 08** ●ひとつではない！あなたを狙う悪質商法
- 18** ●トラブル例  
携帯電話やパソコンの架空・不当請求とは？
- 20** ●気をつけよう！ 通信販売とは？
- 22** ●覚えておこう！ 契約のキホン
- 24** ●覚えておこう！ クーリング・オフ制度
- 28** ●覚えておこう！  
賃貸住宅のトラブルを防ぐためのチェックポイント
- 30** ●もっと詳しく知りたい！豆知識〈契約編〉
- 32** ●もっと詳しく知りたい！豆知識〈金融編〉
- 36** ●もっと詳しく知りたい！豆知識〈情報編〉
- 38** ●クリックは慎重に！ネットであった怖〜い話
- 39** ●ダメされないチカラ養成お役立ちリンク集
- 40** ●かしこい消費者になるための学習ツール

## 消費者力を身につけ、 「知って、学んで、広げよう！」

### はじめに

全国大学生生活協同組合連合会は、学生が大学生活の中で消費生活に関する基本的な知識を学び、自分で理解・選択・行動できる力(=消費者力)を身につけることで社会人として「成長」していくきっかけを提供することができないかと考え、大学生協阪神事業連合と兵庫県が協働で作成したハンドブック(改定版)の内容を活用し、全国大学生生活協同組合連合会版「若者を狙う悪質商法から身を守る」「ダメされないチカラ養成ハンドブック」を作成しました。

消費者被害は自分には関係ないと考えず、自分や大切な友人の身の回りにその危険性が潜んでいることに気づき、多くの事例や対処法を知り・学ぶことでトラブルを事前に防ぐとともに、「しまった・困った・だまされた」と思ったときに役立ててください。

大学生の皆さんが消費者力を身につけ、かしこい消費者として社会に飛び立つことを願っています。

全国大学生生活協同組合連合会



## 消費者トラブルに

# 巻き込まれないための7か条

1

いらないものは「いません」とはっきり断ることが肝心



2

呼び出しや甘い誘いには簡単にはのらない



3

その場ですぐ契約せず、よく確かめて、家族、友人など信頼できる人に相談を



4

個人情報(住所・氏名・電話番号・口座等)を安易に提供しないように



5

納得できない請求への支払いは慎重に



6

ネット取引では、相手の連絡先の確認と契約成立の画面を保存する



7

おかしいと思ったら、お近くの相談窓口へ



あなたの生活をチェック!

あなたは消費者トラブルにあわない自信がありますか?

あなたの生活をチェックしてみましょう。



- 衝動買いをしてしまうことが良くある。  YES  NO
- モノを買うときはブランド名にこだわる。  YES  NO
- 表示を見ないで、モノを買うことが多い。  YES  NO
- 人から勧められると断れない。  YES  NO
- 取扱説明書なんてめんどくさいから読まない。  YES  NO
- 口で約束したくらいなら契約にはならないと思う。  YES  NO
- 携帯電話で1時間以上、電話をしたり、メールをしていることがある。  YES  NO
- クーリング・オフって何のことか知らない。  YES  NO
- 親友にならクレジットカードを貸してあげてもいいと思う。  YES  NO
- 「省エネ」って言うけど私一人くらい……って心のなかで思うことがある。  YES  NO

診

断

### YESが0~2個の人

あなたの生活態度は優秀!  
その調子でこの冊子を読んで、もっと知識を増やして、まわりの人にもかしい生活を勧めよう。

### YESが3~5個の人

あなたの生活態度はなかなかのもの。  
あとは知識をしっかりと身につければ、もっとかしい生活が送れるよ。

### YESが6~8個の人

あなたは頭のなかではわかっているんだけど、実行が伴わないタイプ。誘惑に負けないかしい生活を送ってほしいな。

### YESが9~10個の人

あなたの生活は少々問題があるようです。  
かしい生活を送るための知識をしっかりと身につけよう。

ひとつではない！  
あなたを狙う

架空請求

キヤッチ  
セールス

サクラサイト  
商法

当選番号詐欺

マルチ商法

ワンクリック  
詐欺

デート商法

点検商法

# 悪質

# 商法

以下の悪質商法を

知っていますか？



## 迷惑メール・ワンクリック詐欺・不当請求

無料サイトにアクセスしたり、迷惑メールに添付されたURLをクリックすると突然、アダルトサイトや出会い系サイトにつながり、不当な料金を請求される。有料とわかる表示がなく利用するかどうかの確認手続きを取ってなければ支払う必要はない。(対処法は→P18)

【主な商品・サービス】アダルトサイト・出会い系サイト



## 架空請求(メール編)

携帯電話に登録した覚えのない有料サイトの登録完了メールが届き、退会申請ボタンを押すと何度も請求メールが届く。一度連絡を取ったり支払いをしてしまうと高額な請求が続き「支払いがなければ法的手続きを取る」などと脅すメールが送られてくることもある。

●アドバイス⇒サービスを利用していなければ無視しましょう。





# ひとつとではない! あなたを狙う

## サクラサイト商法

サイト業者に雇われた“サクラ”が異性、芸能人、社長、弁護士、占い師などのキャラクターになりすまして消費者のさまざまな気持ちを利用し、サイトに誘導し、メール交換等の有料サービスを利用させ支払いを続けさせる商法。特にSNSサイトの交流機能等を利用してサクラサイトに誘導される場合、プロフィールや日々の書き込みに沿った内容のメッセージが届くため信用してしまいやすい。



## 投資用教材DVDの紹介販売トラブル

親しい友人や先輩などから「投資により大きな利益が得られる」「別の友人を紹介すれば紹介料が入る」と勧められ、投資用教材DVD購入の契約をさせる。「取引で利益が出れば返済できる」と借金を勧められることもある。

●アドバイス⇒投資にはリスクがあります。取引の仕組みや商品の内容が分からなければ断りましょう。友人を紹介してしまうと金銭トラブルになることが多く人間関係を壊すおそれもあります。



# 悪質商法



## デート商法

出会い系サイトやSNS、故意の間違った電話・メールで販売目的を隠して近づき、言葉巧みな話術で好意を抱かせ、それに付け込んで商品等を販売する商法。契約後、行方をくらますケースが多い。【主な商品・サービス】アクセサリ・絵画・洋服



## マルチ商法

ネットワークビジネスともいう。「友人を紹介するだけで、誰でも簡単にもうかる」などと言って勧誘し、高額な商品を購入させられる。売れない商品を抱え込んだり、大切な友人関係が壊れるなど問題が多い。勧誘する時に法律に違反すると“加害者”にもなってしまうので注意が必要。

(クーリング・オフは→P24～) 【主な商品・サービス】健康食品・浄水器・化粧品・美顔器





# ひとつとではない! あなたを狙う

## キャッチセールス

駅や繁華街の路上でアンケート調査などと称して呼び止め、喫茶店や営業所に連れて行き、不安をあおるなどして商品やサービスを契約させる。(クーリング・オフは→P24~)【主な商品・サービス】化粧品・美顔器・エステ・絵画



## アポイントメントセールス

電話や手紙で「抽選に当たったので景品を取りに来て」「特別モニターに選ばれた」などと販売目的を明らかにしないで、有利な条件を強調して喫茶店や営業所に呼び出し、商品やサービスを契約させる。(クーリング・オフは→P24~)

【主な商品・サービス】ビデオ教材・アクセサリ・複合サービス会員・絵画



# 悪質商法



## 美容医療サービスの勧誘トラブル

医療脱毛や二重まぶたにするプチ整形、包茎手術など、公的医療保険が適用されない美容医療について、不安をあおる、割引を強調する、即日施術を迫るなどの勧誘により高額な契約をさせる。

●アドバイス→契約し、お金を支払った場合、無条件に返金を受けることは困難なため、納得できるまで契約しない、特に即日施術は避けましょう。



## 当選番号詐欺

ロト6などの数字選択式の宝くじの当選番号を事前に教えると言って、高額な情報料や預託金を支払わせる。当選番号の抽選はネットで生中継され、結果が翌朝の新聞に掲載されるが、その時間差を利用して、発表されていない当選番号を事前に入手できるように思い込ませる。

●アドバイス→宝くじの当選番号が事前に分かることは絶対ありません。





# ひとつとではない! あなたを狙う

## かたり商法(身分詐称)

公的機関、大手事業者や証券会社等の職員、またはその関係者であるかのように思わせて商品やサービスを契約させる。

[主な商品・サービス] インターネット接続回線・ファンド型投資商品



## 点検商法

「点検に来た」「無料で点検する」などといって家に上がり込み、「水質に問題がある」「ふとんにダニがいる」などと不安をあおり、商品やサービスを契約させる。(クーリング・オフは→P24~)

[主な商品・サービス] 浄水器・ふとん・耐震工事・床下換気扇・修理サービス



# 悪質商法



## その他、こんな商法も!

### ネガティブ・オプション(送りつけ商法)

注文していない商品を、勝手に送り付け、その人が断らなければ買ったものとみなして、代金を一方的に請求する商法。「商品が送付された日から14日間」又は「業者に商品の引き取りを請求した場合はその請求日から7日間」のいずれか過ぎれば商品を自由に処分できる。

[主な商品・サービス] 健康食品・本・雑誌

### 開運商法

「運勢が開ける」「幸福になる」といったセールストークや、「購入しないと不幸になる」などの不安をあおる言葉で勧誘し、商品や占い、祈とうなどを契約させる。

[主な商品・サービス] アクセサリー・デジタルコンテンツ

### サイドビジネス商法

「在宅ビジネスで高収入が得られる」「資格・技術を身につけて在宅ワーク」などと勧誘し、実際は高額な教材や内職教材を売りつける。収入はほとんど得られないうえ、支払いだけが残る。最近では、インターネットを利用した手軽なサイドビジネスに関する相談が目立っている。

[主な商品・サービス] 健康食品・化粧品・パソコン内職・デジタルコンテンツ



# ひとつごとではない! あなたを狙う

# 悪質商法



## その他、こんな商法も!

### 催眠(SF)商法

路上等で「景品をプレゼントします」「安売り店の新装キャンペーン」「健康に良い話をする」と言って人を集め、閉め切った会場で日用品などを無料で配り、得した気分させるなど雰囲気を盛り上げて興奮状態にし、最後に高額な商品売りつける。(クーリング・オフは→P24~)

【主な商品・サービス】ふとん類・健康食品・電気治療器・磁気マットレス

### 次々販売

言葉巧みに近づいて、消費者が一度契約すると、必要のない商品やサービスを次々と販売して過剰な量の契約をさせる。複数の業者が入れ替わり次々と販売するケースもある。(クーリング・オフは→P24~)

【主な商品・サービス】ふとん類・エステ・アクセサリー・リフォーム工事・健康食品

### 利殖商法

「必ず値上がりする」や「損はさせない」などといった巧みなセールストークを駆使して投資や出資を促す商法。(クーリング・オフは→P24~)

【主な商品・サービス】株・商品相場・証券・投資信託・分譲マンション

### 被害にあった人を勧誘(二次被害)

以前契約をした商品・サービスについて「解約してあげる」「損を取り戻してあげる」などと電話等で説明し、これまでにあった被害の救済を装って金銭を支払わせる。

【主な商品・サービス】株・公社債・教養娯楽・資格教材・資格講座・ファンド型投資商品

### 無料商法

「無料サービス」「無料体験」「無料で閲覧」など「無料」であることを強調して勧誘し、最終的に有料の商品・サービスを契約させる商法。「無料」をうたったサイトで利用料を請求されるケースが多い。

【主な商品・サービス】アダルト情報サイト・出会い系サイト・デジタルコンテンツ・エステ

### 訪問購入(押し買い)

事前に電話をかけてきたり、突然、家に訪問してきて、貴金属などを半ば強引に不当に安く買い取っていく商法。(クーリング・オフは→P24~)

【主な商品・サービス】指輪、ネックレス、金貨

## トラブル例

# 携帯電話やパソコンの 架空・不当請求とは？



無料と記載のあったアダルトサイトをクリック。すると「90日間5万円」と請求画面が出た。あわてて、パソコンを切ったが、何度起動しても請求画面が表示される。

メールで届いた広告をクリックしたら、突然「登録完了」と表示され、登録料を請求された。

どうして?!

## トラブルを防ぐには!

利用していないならば、  
請求には

**一切応じない!  
支払わない!**



携帯の電話番号やメール  
アドレスだけでは、自分  
の住所や氏名は

**相手には  
わからない!**



自分から名前や住所など  
個人情報を伝えない!

**無視するのが  
一番!**

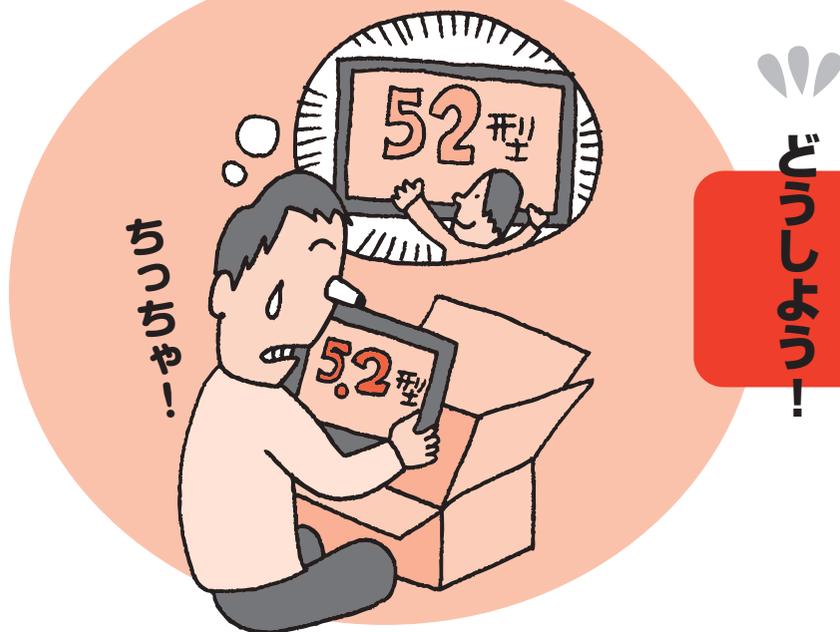


※請求画面がパソコン上からどうしても消えないときの対処法は「独立行政法人 情報処理推進機構」のホームページで紹介されています。  
<http://www.ipa.go.jp/security/topics/alert20080909.html>  
スマホ・タブレットをご利用の方  
<http://www.ipa.go.jp/security/txt/2013/05outline.html>

気をつけよう!

## 通信販売とは?

- テレビショッピング
- インターネットショッピング
- カタログ販売・新聞広告・折り込みチラシ



- 届いたらイメージと違った・模倣品だった
- インターネットで注文数量を誤入力してしまった
- 代金を振り込んだのに、商品が届かない

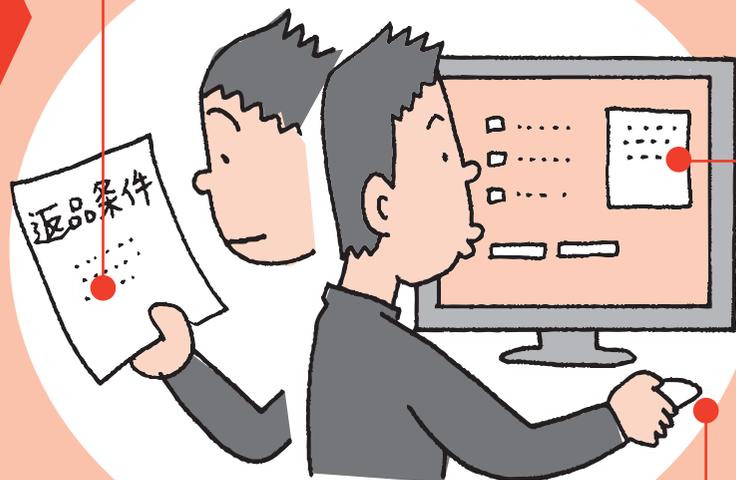
## トラブルを防ぐには!

### 返品条件の確認

返品特約(「○日間返品可能」「返品はご容赦ください」など)の表示がない場合、8日以内ならば返品できる。送料は購入者負担。

急がないで  
注文内容を十分確認

支払い方法の確認



ワンクリックごとに責任を持つ

覚えておこう!

## 契約のキホン

**契約は法的な責任が生じる約束です。**

- 販売者と消費者がお互い合意すれば、契約は成立します。
- 契約書や印鑑、サインは証拠を残すためのもの。  
たとえ口約束でも契約は成立します。
- 契約は、法律で認められている場合を除き、自分の都合だけでやめることはできません。

**◆契約の取り消し等ができるのは…**

- 相手が契約を守らないとき
- 双方で合意があったとき
- 返品について特約があったとき
- 未成年のとき(ただし、「20歳以上であると積極的にウソをついた場合」や「こづかい程度の金額で購入した場合」など取り消せない場合があります)
- だまされて誤解して契約したとき
- 脅されて怖くなって契約したとき

※このほか消費者契約法で契約を取り消すことができる場合があります。

## 消費者契約法

事業者と消費者では、契約に関する「情報量」や「交渉力」に大きな差があるため、事業者の不適切な勧誘行為で結んだ契約を取り消したり、消費者の権利を不当に害する契約条項を無効とする法律。

**事業者の不適切な勧誘行為で結んだ契約は取り消せます**

- ・重要なことについて、事実と違うことを説明されたとき
- ・不利益になることを故意に言わなかったとき
- ・将来の不確実なことを断定的に説明したとき
- ・帰ってほしいと言ったのに帰ってくれなかった、帰りたと言ったのに帰らせてくれなかったとき

**消費者の権利を不当に害する契約条項は無効です**

- ・事業者の損害賠償責任を免除・制限する条項
- ・消費者の利益を一方向的に害する条項
- ・不当に高額な解約料（キャンセル料）
- ・不当に高額な遅延損害金（延滞料）

**困ったなと思ったら、消費生活センターに相談しましょう。(→P41)**

覚えておこう!

# クーリング・オフ制度

クーリング・オフとは…

訪問販売など特定の取引に限って、いったん申し込みや契約をしても、一定期間内であれば、一方的に無条件で契約を解除できる制度。

特定商取引法上のクーリング・オフ期間		
取引の種類	内容	期間
訪問販売	キャッチセールス、アポイントメントセールス、デート商法等	8日間
電話勧誘販売	電話で勧誘され契約	8日間
特定継続的役務提供	エステティックサロン、外国語会話教室、家庭教師派遣、学習塾、パソコン教室、結婚相手紹介サービスの6業種の継続的取引	8日間
連鎖販売取引 (マルチ商法)	商品代金や登録料を払って販売組織に参加、新たに参加者を勧誘すれば収入が得られると言って連鎖的に販売組織を拡大する取引	20日間
業務提供誘引販売 (サイドビジネス商法)	「副業で高収入」「資格・技術を身につけて在宅ワーク」等と勧誘し、仕事に必要と言って高額な商品を売りつける取引	20日間
訪問購入	事業者が消費者の自宅等へ訪問し、貴金属等物品を買い取る取引	8日間

※期間は契約書面を受け取った日を含めた日数です。

クーリングオフ 国民生活センター

検索

## クーリング・オフすると

- 支払ったお金は全額返金されます。
- 損害賠償や違約金を支払う必要はありません。

## クーリング・オフ ができない場合

- 価格が3千円未満のものを現金で買った場合
- 化粧品、健康食品などの消耗品の一部を使用した場合(ふとん、学習教材、下着などは消耗品ではありません)
- 自動車を購入した場合 など

クーリング・オフの期間が過ぎても、いろいろな法律を利用して契約の取り消しができることがあります。あきらめないで近くの消費生活センターに相談しましょう。(→P41)

**注** 通信販売(インターネット取引含む)の場合  
クーリング・オフ制度はありません。

覚えておこう!

# クーリング・オフ 通知の書き方

- 必ず書面（はがき、内容証明郵便など）で通知しましょう。
- はがきで通知する場合
  - ・保存用にはがきの両面をコピーする。
  - ・ポストに入れないで、郵便局の窓口で特定記録郵便または簡易書留で送る。（発信した日を証明するため）
  - ・郵便局発行の受領証とはがきのコピーと一緒に保管しておく。
- 内容証明郵便で出せばより確実です。
- 支払いがクレジットの場合は、販売会社とクレジット会社の両方に同時に通知しましょう。
- クーリング・オフは発信主義といって、書面を発した日がクーリング・オフの期間内であれば到達は期間後でも有効です。

## 契約解除通知

次の契約を解除します。

契約年月日 平成〇〇年〇月〇日

商品名 〇〇〇〇〇〇〇〇

契約金額 〇〇〇〇〇円

販売会社 株式会社〇〇〇〇〇

〇〇営業所 担当〇〇様

支払った代金〇〇〇〇〇円を返金の上、  
商品を引き取って下さい。

平成〇〇年〇月〇日

住所 兵庫県〇〇〇〇〇

氏名 〇〇〇〇

クレジット契約をした場合は、  
クレジット会社と  
販売会社の両方に  
通知します

## 契約解除通知

次の契約を解除します。

契約年月日 平成〇〇年〇月〇日

商品名 〇〇〇〇〇〇〇〇

契約金額 〇〇〇〇〇円

販売会社 株式会社〇〇〇〇〇

〇〇営業所 担当〇〇様

クレジット会社

〇〇〇〇〇〇〇株式会社

平成〇〇年〇月〇日

住所 兵庫県〇〇〇〇〇

氏名 〇〇〇〇

覚えておこう!

# 賃貸住宅のトラブルを 防ぐための チェックポイント

## 1 物件を選ぶときの注意

### □ネットで下調べをしましょう

不動産仲介業者のホームページで、沿線と駅、物件の築年数、間取りと専有面積、賃料、駅からの時間などをチェックし、気に入った物件があれば詳しい情報を取り寄せましょう。

### □複数の仲介業者をあたりましょう

複数の仲介業者が同じ物件を扱っていることがあります。賃料が高いわりに、敷金や礼金が安く抑えられていたり、その逆もあります。複数の業者をあたって、情報を集めましょう。

### □必ず、現地に行きましょう

「日当たり良好」でも幹線道路沿いで騒音や排ガスがひどかったり、「駅前で便利」でも夜になるとうるさいなど、現地に行かなければわからないことがあるので、必ず足を運びましょう。

## 2 契約時の注意

### □重要事項を確認しましょう

不動産仲介業者は、契約前に、借りる建物の設備等の状況、契約期間、契約の更新、契約終了時の敷金精算等の契約条件などが書かれた「重要事項説明書」を書面で手渡し、説明すること

なっています。理解できないことや疑問があれば納得するまで質問しましょう。

### □契約条件を確認しましょう

契約書に業者の説明どおりの記載があるか、退去する時はいつまでに言えばよいのか、原状回復の範囲と内容、敷引の条件、禁止事項など契約内容を十分確かめましょう。意味がわからないときや納得がいかないときは説明を求め、十分理解できるまでは契約しないことです。賃貸借契約書に署名すれば、契約は成立します。いったん契約すれば原則解除はできません。契約書は大切に保管しましょう。

## 3 入居・退去時の注意

### □現状を記録しておきましょう

退去時の修繕費用等をめぐるトラブルは、入居時に損傷があるかないかが原因となって発生しています。入居時に現状を確認しましょう。物件の状況を写真に撮っておくとよいでしょう。

### □退去日の申し出

前もって退去日を申し出ましょう。退去の申し出を行う時期や申出方法などは、契約書で通常定められています。期日を過ぎてから申し出ると、通知しなければならなかった日から申し出た日までの賃料を請求されることがあります。

### □退去時の点検に立ち会いましょう

点検には必ず立ち会い、過失による損耗か、自然損耗かをはっきりさせ、修理費用の負担を話し合しましょう。修繕費の請求を受けたときは、明細書を確認してから支払いましょう。互いの主張が対立し、話し合いで解決できないときは、消費生活センターに相談しましょう。



## 賃貸住宅を借りるのにかかる費用

### 礼金

月額賃料の1~2か月分を貸主へ払い、返還されません。地域により不要な場合もあります。

### 敷金（保証金）

借主の家賃滞納や不注意による修繕費用等を担保するために、契約時に貸主に預け入れるものです。家賃の滞納や、不注意等による損耗（キャスター付きイス等によるフローリングの傷・へこみ、飲み物をこぼしたことによるシミ・カビ、重量物をかけるための壁等のくぎ穴・ねじ穴等）がなければ返還されます。なお、関西の習慣で、契約のなかで入居中の破損・汚損の費用として、敷金から一定の金額を差し引くことを決めている場合があります、これを「敷引」といいます。

### 仲介手数料

不動産仲介業者に支払うもので、原則、貸主と借主が月額賃料の1.08倍以内の金額を半分ずつ負担します。

### 管理費・共益費

共用部分の清掃費、修繕費、電気代等にあてられます。

### 火災保険料

入居時に勧められたら加入します。建物の構造等により金額は異なります。

### ※重要事項説明書

契約時に必要な費用、賃料の発生日、入居可能日、禁止事項、確認条件等を確認するものです。

## 賃貸契約終了時の負担義務

国土交通省「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」より

### 借主に負担義務のないもの

- ・家具の設置による床・カーペットのへこみ
- ・畳の変色、フローリングの色落ち
- ・日照などの自然現象によるクロスの変色
- ・ポスターやカレンダーをかけるためなどに使用した画鋸の跡
- ・自然に発生した網入りガラスの亀裂 等

### 借主に負担義務のあるもの

- ・通常の清掃  
(ゴミの撤去、掃き掃除、水回り清掃、換気扇やレンジまわりの油汚れの除去)
- ・引越作業で生じたひっかき傷
- ・放置したことで汚損した冷蔵庫下のサビ跡
- ・不注意で雨が吹きこんだことなどによるフローリングの色落ち
- ・重量物をかけるためにあけた下地ボードの貼り替えが必要なくぎ穴やねじ穴
- ・天井に直接つけた照明器具の跡
- ・台所の油汚れやすす
- ・飲みもの等をこぼしたことによるカーペットのシミやカビ
- ・結露を放置したことにより拡大したカビやシミ
- ・風呂、トイレ、洗面台の水あか、カビ 等



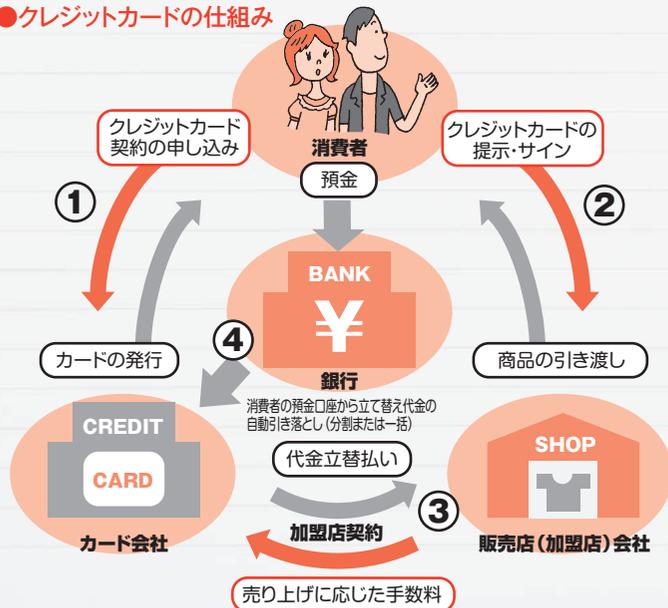


### クレジットカードを利用するときの注意点

クレジットの利用は「借金」だってことを忘れないで。

- ・利用する前に借金をしてまで必要か考えよう。
- ・利用したら、金額・支払方法など伝票を確認。
- ・請求明細書が届いたら伝票の内容とチェック。利用した覚えがない請求があればすぐ連絡!
- ・支払期日は必ず守る (3カ月以上滞納すると、未払情報が個人信用情報機関に登録されてカードが使えなくなる)。

#### ●クレジットカードの仕組み



### クレジットカードを管理するときの注意

- 暗証番号に生年月日や電話番号など、他人に知られやすい番号を使わない。
- 盗難や紛失に気づいたら、すぐにクレジット会社と警察に届けて使用停止にする。
- 他人には貸さない。

### クレジットカードの支払方法

クレジットカードでの支払いは、回数に応じて手数料の負担が異なります。

一括払い	決められた日に1回で支払い、手数料は必要ない。
分割払い	何回かに分けて支払い、月々の返済額が少ない代わりに手数料がかかる。
リボ払い (リボルビング払い)	月々の支払額を指定し、毎月決まった額を返済する。追加でクレジットカードを使っても、毎月の返済額は変わらないが、返済期間が伸びる分、手数料の額が多くなる。



## 金融編 2

### 分割払いとリボ払いの金利計算

同じ5万円の商品を購入する場合でも支払額が変わります。

#### 分割払い（5回の分割、手数料1.5%）の場合

手数料は5万円×1.5%=750円。

支払額の合計は、**50,750円**。これを5回に分けて分割するので、毎月の支払額は50,750÷5=10,150円 になります。

#### リボ払い（毎月1万円の定額払、手数料1%）の場合

手数料は初回は5万円×1%=500円、2回目は4万円×1%=400円、3回目は300円、4回目は200円、5回目は100円で合計1,500円。

毎月の支払額は1万円に各回の手数料を足した額になるので、初回10,500円、2回目10,400円、3回目10,300円、4回目10,200円、5回目10,100円になり、支払額の合計は**51,500円** になります。

### 多重債務とは

クレジットカードでキャッシングをしたり、消費者金融からお金を借りているうちに、借金が雪だるま式に増えて、返済できなくなることを「多重債務」と言います。

※同じ100万円を借金した場合でも、5年後の返済額は金利10%だと161万円、15%だと201万円。金利が高いほど利息が多くなり、返済する合計額が増えます。

### 多重債務に陥らないために

- ①生活設計を立て、生活に必要なお金のほか、病気・事故など突然の出費に備えた家計管理をする。
- ②自分の収入に見合ったクレジットの利用をする。
- ③貯蓄の習慣をつける（浪費を避ける）。
- ④安易な借金やキャッシングの利用をしない。
- ⑤借金の保証人や連帯保証人にならない。

### 保証人と連帯保証人でどこが違うの？

#### ●連帯保証人

友だちの連帯保証人になった場合、あなたは債務者である友だちとまったく同じ責任があり、あなたに返済請求が行くことがあります。

連帯保証人には、「①先に友だちに支払いを請求するよう返済を拒否できる権利」や、「②友だちに返済に充当できる財産がある場合、まずその財産から支払を請求するよう返済を拒否する権利」が認められていません。

#### ●保証人

保証人の場合は、①や②の権利は認められていますが、友だちが返済できないときは、あなたが変わって返済する義務を負います。

**「保証人」や「連帯保証人」になると最悪の場合、請求がきたら自分が払うという覚悟が必要です。**



## インターネットショッピング (ネット通販)でのチェックポイント

好きなときに買い物ができるインターネットショッピングは便利で魅力的ですが、利用する時は次のことに注意しましょう。

- 1 所在地や電話番号、責任者名が書いていない、不自然な日本語表記をしているサイトとは取引しない。
- 2 支払方法が前払いや銀行振り込みだけでなく、カード払い、代金引換など複数用意されているサイトを選ぶ。  
通常価格より大幅に安く販売されている場合、模倣品でないか十分注意する。
- 3 返品に関する記載内容を必ず確認。(返品のための記載がなければ、商品が届いてから8日以内は送料を負担すれば返品できる)
- 4 出店しているショッピングサイトやネット上(事前に検索サイトを使ってショップの名前で検索を行う)の評判を見ておく。
- 5 ショップのURLやアドレス、注文した内容、業者からのメールや確認画面は保存しておく。
- 6 商品が届いたら、すぐに中身をチェック。注文と違うものや壊れた商品が届いていた場合はすぐに連絡する。
- 7 クレジット番号や暗証番号を入力する画面では通信が暗号化(SSL)されている等個人情報の取り扱いが適切なサイトを選ぶ。  
(※通信がSSLにより暗号化されているサイトではブラウザの右下等に鍵の閉まったマークが表示される)

## オンラインゲームの注意点

オンラインゲームの多くは無料で利用できますが、ゲームを進めるために有利となる有料サービスがあるほか、利用者同士のコミュニケーションが可能なため、次のことに注意しましょう。

- 1 誹謗中傷や異性との出会い目的の利用は禁止。利用者間のコミュニケーションにはマナーが必要。
- 2 ゲームで知り合った人に、不用意に個人情報を教えない。
- 3 どのような場合に料金が発生するか確認してから遊ぶ。
- 4 レアアイテムを、持っている人から直接現金で購入するRMT(Real Money Tradeの略)は原則禁止。発覚すると利用停止措置を受ける。
- 5 IDやパスワード管理は十分注意を。第三者に不正利用されると、ゲーム内の所有アイテムや仮想通貨を盗まれることも。別画面に誘導しパスワードを入力させて盗み出すフィッシングメールにも要注意。
- 6 スマホやゲーム機を弟や妹に貸さない。知らないうちに高額なアイテム等を購入しているケースがある。



# クリックは慎重に! ネットであつた怖〜い話

友人をかたったメッセージ。  
お金を貸して、振り込んで…

乗っ取られたアドレスや  
アカウントからのなりすまし



無料アプリをインストール後、  
携帯に50万円の請求電話が…

スマホに登録された個人情報  
を抜き取る悪質なアプリ



宅配業者から、覚えのない宅配物の  
届け先確認メールが…

URLをクリックさせ、悪質なサイトに  
アクセスさせようとする誘導メール



スマホで検索した金融業者に借金を  
申し込み、保証金を振り込んだが…

お金だけ取って  
連絡不能になる悪質業者



ダメされないチカラ養成

## お役立ち リンク集



### ● 文部科学省

文部科学省が進める消費者教育を紹介しています。

文部科学省 消費者教育

### ● 消費者庁

注意喚起情報などを紹介しています。

消費者庁

### ● 警察庁

ネット相談受付や被害事例と対処法、最新のネットに関する安全情報など。

警察庁インターネットトラブル

### ● 金融広報中央委員会

お金にまつわるトラブル予防の情報について豊富に情報提供されています。

知るぼると

### ● 国民生活センター

消費生活・消費者問題に関する事例や対処方法を紹介します。

国民生活センター

### ● Twitter 兵庫県安全安心な消費生活推進本部

話題の悪質商法の手口やリコール情報など定期的に発信!

ツイッター-hyogoshohi

### ● こちら消費生活センター特相係

消費者トラブルへの対応について、楽しみながら学んでもらうためのアニメーションDVDです。困ったな…になる前に見ておこう!

特相係

# かっこいい消費者になるための学習ツール

消費者被害は自分に関係ないと考えず、自分や大切な友人の身の回りにもその危険性が潜んでいることに気づき、多くの事例やその対処法を知り学ぶことで、トラブルを未然に防ぐとともに、「**しまった、困った、だまされた**」と思ったときにお役にたください。

## ダマされないチカラ養成WEBセミナー

若者を狙う悪質商法から身を守る

### 大学生のための “ダマされないチカラ”養成セミナー



私って、被害者!?

◆ ダマされないチカラ養成WEBセミナー

セミナー1  
身近な契約の落とし穴  
～契約にくわしくなる～

セミナー2  
クレジットの落とし穴  
～クレジットにくわしくなる～

セミナー3  
インターネットの落とし穴  
～ネットトラブルにくわしくなる～

めざそう!“スマコン(賢い消費者)”  
「ともに暮らしやすい社会」を創るために

大学生をねらう悪質商法知ってますか? >>>

被害者にならないために悪質商法って? >>>

### ダマされないチカラ養成所

あなたは消費者トラブルにあわない自信がありますか?



くらしのヤングクリエイター

## 社会で生きていく力=「生きるチカラ」養成HandBookシリーズ(電子書籍版)

めざそう!“スマコン(賢い消費者)”  
「ともに暮らしやすい社会」を創るために

※「スマ・コン」とは、スマート・コンシューマー(Smart・Consumer)の略で、「カッコいい」とか「賢い・消費者」といった意味の造語です。

公正で持続可能な社会を、消費者みんなで創っていきましょう!

大学生協阪神事業連合は、兵庫県との協働事業による様々な「消費者教育」の一環として、「社会で生きていく力=「生きるチカラ」(選択眼)を身につけていただく一助になればと、各種ハンドブックを制作しています。



めざそう スマコン



契約のトラブルや商品の苦情など、消費生活に関するこまったことは最寄りの消費生活センターに相談しよう!

しまった

困った

だまされた

**と思ったら**

### 最寄りの消費生活相談窓口にお気軽にご相談ください!

消費生活について相談や苦情をお聞きして、その解決をお手伝いします。

相談は一切無料です

消費者ホットライン

い や や! [188泣き寝入り]と覚えてね

# 188

188を押す  
→アナウンスに従って郵便番号を入力  
→最寄りの相談窓口につながります  
\*相談窓口につながった時点で、通話料が発生します。

## 若者をねらう悪質商法から身を守る、 大学生のための ダマされないチカラ 養成 HandBook

2016年11月 発行  
 全国大学生協同組合連合会  
 〒166-8532 東京都杉並区和田3-30-22  
 大学生協杉並会館  
 TEL: 03-5307-1125

このハンドブックは、大学生協阪神事業連合が兵庫県と協働で作成したハンドブック(改訂版)の内容を活用し、全国大学生協同組合連合会版として作成しました。